

# 重要事項説明書

## 1. 経営法人

法人名	アークウェル株式会社
法人所在地	〒252-0307 神奈川県相模原市南区文京 1-4-5 ピアレジ文京 1-B
連絡先	Tel 042(701)3775 Fax 042(701)3776
代表者名	代表取締役 春口 武志
設立年月日	2013年 3月 21日

## 2. 事業所の概要

法人名	アークウェル株式会社
事業所名	訪問看護リハビリステーション あるふあ相模大野
所在地	〒252-0307 神奈川県相模原市南区文京 1-4-5 ピアレジ文京 1-B
連絡先	Tel 042(701)3775 Fax 042(701)3776
事業所指定番号	神奈川県 1462690337号
開設年月日	2013年 8月 1日
管理者	竹下 陽子
併設サービス	訪問看護ステーション、福祉用具貸与
サービス提供地域	① 南区(一部) ※それ以外の近隣市町村は要相談

## 3. 職員体制

2025年 4月 1日現在

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤)
介護支援 専門員	利用者からの相談に応じ、その心身の状況に応じて適切なサービスを利用できるよう市町村や居宅サービス事業者などとの連絡調整を行います。	3名(常勤)

## 4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除きます。	午前 8時 30分から 午後 5時 30分まで

※必要に応じて利用者等からの相談に対応するための連絡体制を確保しております。

※夜間帯・休業日の緊急連絡先です。緊急連絡電話(輪番制)080-9082-9001

すぐに出られない場合は折り返し連絡致します。

## 5. 運営の方針

- ① 当事業所は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう利用者の立場にたった援助を行うものとする。
- ② 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者様の選択に基づき適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- ③ 事業にあたっては、関係市町村、各種サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 6. 提供するサービスの提供方法について

(付属資料 1) 「サービス提供について」参照。

## 7. 利用料金

利用料につきましては、厚生労働大臣の定める基準による金額となります。介護保険認定を受けられた方は、全額保険給付の対象となるため、負担金はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は一旦1か月当たりの料金をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

介護支援専門員が通常のサービス地域を超える地域に訪問・出張する必要がある場合には交通費の実費をいただくことがあります。

詳細は(付属資料 2) 「料金について」参照。

## 8. 中立公正性の確保

質の高いケアマネジメントの推進のため、ケアプランの利用状況(訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与)について説明しています。

(付属資料 3) 「当事業所のケアプランの利用状況について」参照。

## 9. 緊急時の対応

居宅支援の実施に際しての事故、利用者のケガや体調の急変があった場合は、家族・関係医療機関・行政機関等への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

## 10. ハラスメント対策

暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。

職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

以下に契約を解除する場合の具体例を示します。

- ① 暴力又は乱暴な言動(物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、怒鳴る、奇声・大声を発する など)
- ② セクシュアルハラスメント(職員の身体を触る、手を握る、腕を引っ張り抱きしめる、ヌード写真を見せる など)
- ③ その他(職員の自宅の住所や電話番号を何度も聞く、ストーカー行為 など)

利用者・家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高い支援を提供できるようご協力をお願いします。

## 11. 感染症対策

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、指針を整備し、研修及び訓練を実施します。

## 12. 業務継続計画

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し必要な措置を講じます。

- ① 事業所は、従業員に対し業務継続計画について周知し、研修及び訓練を定期的に行います。
- ② 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 13. 虐待防止のための措置

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等取り組みます。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定。

虐待防止に関する責任者(居宅部門)	管理者 竹下陽子
-------------------	----------

- ② 成年後見人制度の利用支援。

## 14. 秘密の保持と個人情報の保護について

- ① 情報の保護及び使用の制限

事業者は、業務上知り得た利用者および家族等の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことはございません。ただし、ご契約に基づくサービスを提供するうえで必要な場合、「個人情報使用同意書」に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきますので予めご了承ください。

- ② 次に記載される事項に該当する場合は、必要とされる情報を提供するとともに、利用目的の変更についてご連絡致します。

ア、法令に基づく場合。

イ、人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、事前に同意を得ることが困難であるとき。

ウ、国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、利用者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

- ③ 守秘義務の継続

この守秘義務は、利用者と事業者のご契約が終了した後も守られます。

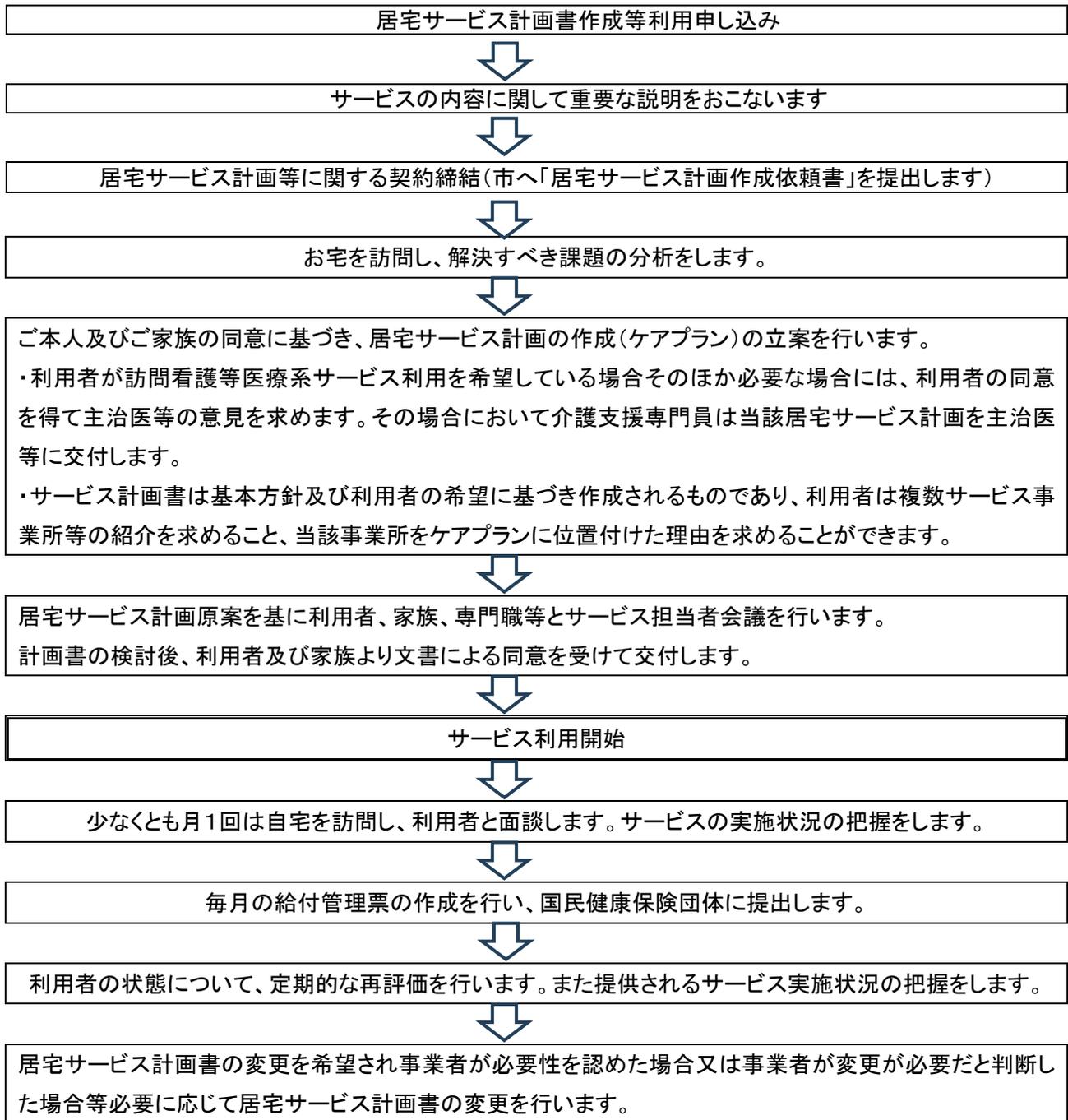
## 15. 居宅介護支援に関する相談、苦情について

事業所名	訪問看護リハビリステーション あるふぁ相模大野
所在地	神奈川県相模原市南区文京1-4-5 ピアレジ文京1-B
電話番号	042-701-3775
担当者	竹下 陽子(管理者)
受付日時	平日(月～金曜日) 8:30～17:30

その他、お住まいの区役所及び神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地:〒220-0003 横浜市西区楠町 27 番地 1
	電話番号:045-329-3447
	FAX 番号:0570-033110
	対応時間:月曜日～金曜日の 8:30～17:15
相模原市福祉基盤課	所在地:〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15
	電話番号:042-769-9226
	FAX 番号:042-759-4395

(付属資料 1) サービス提供について



- ① 事業者は利用者の主治医又は関係医療機関と利用者の疾患に対する対応を円滑におこなうために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡を取らせていただきます。入院や受診時等には担当する介護支援専門員の事業所名・担当者名をお知らせいただきますようお願い致します。
- ② 居宅サービス事業者等から利用者に係る情報等の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他利用者の心身または生活状況に関わる情報のうち必要と認めるものを利用者の同意を得て、主治医、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ③ 居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載すると共に当該居宅サービス計画書を市町村へ届け出ます。

(付属資料 2) 料金について

(計算方法:相模原市 単位数×10.84が金額となります)

居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援費 i (1人当たり45件未満)	1,086単位/月	1,411単位/月
居宅介護支援費 ii (1人当たり45件以上60件未満)	544単位/月	704単位/月
居宅介護支援費 iii (1人当たり60件以上)	326単位/月	418単位/月
居宅介護支援費(Ⅱ)※	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援費 i (1人当たり50件未満)	1,086単位/月	1,411単位/月
居宅介護支援費 ii (1人当たり50件以上60件未満)	527単位/月	683単位/月
居宅介護支援費 iii (1人当たり60件以上)	316単位/月	410単位/月

※ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置

その他加算	単位		
初回加算	300単位/月	新規にサービス計画を作成した場合。要介護区分が2区分以上変更され計画を作成した場合。	
特定事業所加算(Ⅰ)	519単位/月	質の高いケアマネジメントを実施している事業者を積極的に評価する観点から人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業者が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合。	
特定事業所加算(Ⅱ)	421単位/月		
特定事業所加算(Ⅲ)	323単位/月		
特定事業所加算(A)	114単位/月		
特定事業所医療介護連携加算	125単位/月	特定事業所加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得し、かつ退院・退所加算の算定に係る医療機関との連携を年35回以上行うとともにターミナルケアマネジメント加算を年15回以上算定している場合。	
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位/月	病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を入院した日のうちに行った場合	
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位/月	病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を入院した日の翌日又は翌々日に行った場合。	
退院・退所加算Ⅰ 1	450単位/月	カンファレンスなし 連携1回	退院又は退所にあたって医療機関や介護保険施設等の職員と面談し情報提供を受けた上で居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス等の利用による調整をおこなった場合。
退院・退所加算Ⅰ 2	600単位/月	カンファレンスなし 連携2回	
退院・退所加算Ⅱ 1	750単位/月	カンファレンスあり 連携1回	
退院・退所加算Ⅱ 2	750単位/月	カンファレンスあり 連携2回	

退院・退所加算Ⅲ	900単位/月	カンファレンスあり 連携3回	
通院時情報連携加算	50単位/月	病院又は診療所で医師の診察を受けるときに同席し、医師等に必要な情報提供を行うとともに、医師等から必要な情報等の提供をうけ、居宅サービス計画に記録した場合。	
緊急時等在宅カンファレンス加算	200単位/月2回まで	病院又は診療所の求めによって、病院又は診療所の医師と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整をおこなった場合。	
ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月	利用者又はその家族の同意を得た上で死亡日、死亡日の前の14日以内に2日以上在宅を訪問し、24時間連絡できる体制を確保して心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた事業所へ提供した場合。	
交通費	頂きません		

(付属資料 3) 当事業所のケアプラン利用状況について

2025年3月現在

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は下記の通りです。

期間 令和6年9月1日～令和7年2月末日

① 上記期間に作成したケアプランにおける、各サービスの利用割合

訪問介護 26.8%、福祉用具貸与 70.3%

通所介護 32.1%、地域密着型通所介護 18%、

② 上記期間に作成したケアプランにおける、同一業者によって提供されたものの割合

訪問介護	生活協同組合パルシステム 神奈川ぬくもり相模大野 15.3%	さわやかケア東林間・ 訪問介護 13.2%	訪問介護ステーション アイビー 9.3%
通所介護	社会福祉法人幸会 幸園 13.8%	ケアパートナー相模大野 13.2%	デイサービスソラスト 相模大野 13.2%
地域密着型 通所介護	リハビリステーション アップ 13.9%	リハビリデイサービスセンター 古淵 11.4%	レコードブック相模大野 7.4%
福祉用具貸与	訪問看護リハビリステーション あるふぁ相模大野 19.4%	エスエスホームケア 株式会社 18.2%	けやきサポートさがみ 18.2%

## 【居宅介護支援契約における個人情報使用同意書】

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

### 記

#### 1 使用する目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービスなどを円滑に実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合、又他事業所を利用する場合に使用する。

#### 2 使用に当たっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際は関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。
- ③緊急を要すると判断した場合は、必要最低限の個人情報を提供することもある。その場合は相手方に対して関係者以外のものに漏れることのないよう厳重に注意を促すと共に、速やかに利用者に対して報告すること。

#### 3 使用する期間

契約で定める期間

#### 4 個人情報の利用目的の変更

次に記載される事項に該当する場合は、必要とされる情報を提供するとともに、利用目的の変更についてご連絡いたします。

- ③ 法令に基づく場合。
- ④ 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、事前に同意を得ることが困難であるとき。
- ⑤ 国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、ご利用者の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。